

令和4年度実地指導結果 サービス種別：就労継続支援B型

令和5年3月31日現在（「所在地」「事業所名」は実地指導日現在）

申請者名	所在地	事業所名	実地指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備考
株式会社 コーセー	南国市	就労支援セ ンターコー ケン	R4.5.26	身体拘束等の禁止について、令和4年度から身体拘束適正化を図るための措置（委員会の設置及び従業者への周知、指針の整備、研修の定期実施）を講じていないことが認められた。 指定基準に定められた措置を講じる事業所の体制整備をすること。	改善済	
				就労支援事業事業活動計算書のサービス活動増減の部に事業費及び事務費の計上がなく、福祉事業活動と生産活動の区分経理に不備が認められた。 就労支援事業においては、生産活動収入から生産活動に必要な経費を控除した金額を賃金・工賃として利用者に支払うこととされていることから、適正な利用者工賃の算出をするため、福祉事業活動費用と生産活動費用の区分が必要であり、その把握を怠らずに仕訳すること。	改善済	
特定非営利 活動法人榑 原竹ぼうき の会	榑原町	竹ぼうきの 会	R4.6.17	配置すべきサービス管理責任者が配置されておらず、個別支援計画の作成がされていないことが認められた。 管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成をさせること。	改善済	
				サービス管理責任者が未配置であるため「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」による個別支援計画として認められる個別支援計画が作成されていないにもかかわらず、個別支援計画未作成減算が行われていないことが認められた。 サービス管理責任者未配置減算との複数の減算事由に該当する場合の取扱いに留意のうえ「個別支援計画未作成減算」を適用し、過誤請求など必要な措置を講ずること。	改善済	
				就労継続支援B型サービス費の算定において、計画への同意を得る手続きが遅れたことにより個別支援計画が作成されていない期間のある事例が認められた。 当該事例は個別支援計画の未作成減算に該当することから、過誤請求など必要な措置を講ずること。	改善済	
				身体拘束等の禁止について、令和4年度から義務づけられた身体拘束適正化を図るための措置（委員会の設置及び従業者への周知、指針の整備、研修の定期実施）を講じていないことが認められた。 指定基準に定められた措置を講じる事業所としての体制整備をすること。	改善済	
				虐待の防止について、令和4年度から義務づけられた虐待の発生又はその再発防止を図るための措置（委員会の設置及び従業者への周知、指針の整備、研修の定期実施）を講じていないことが認められた。 指定基準に定められた措置を講じる事業所としての体制整備をすること。	改善済	
社会福祉法 人さくら福 祉事業会	四万十町	就労継続支 援B型事業 所あさざり	R4.7.6	なし		

申請者名	所在地	事業所名	実地指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備 考
社会福祉法人 きてみや	南国市	きてみや	R4.10.4	<p>身体拘束等の禁止について、令和4年度から義務づけられた身体拘束適正化を図るための措置（委員会の定期開催及び結果の従業者への周知、指針の整備、研修の定期実施）を講じていないことが認められた。 指定基準に定められた措置を講じる事業所としての体制整備をすること。</p>	改善済	
				<p>虐待の防止について、令和4年度から義務づけられた虐待の発生又はその再発防止を図るための措置（委員会の定期開催及び結果の従業者への周知、虐待防止担当者の設置）を講じていないことが認められた。 指定基準に定められた措置を講じる事業所としての体制整備をすること。</p>	改善済	
				<p>重度者支援体制体制加算について、指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援B型等の利用者の数の100分の50以上という要件を満たさなくなったまま加算（Ⅰ）で届け出ていることが認められた。 いつから加算（Ⅱ）の要件水準になっているかを精査のうえ、届け出ている加算を速やかに変更すると共に、必要に応じた過誤申請を行うこと。</p>	改善済	
社会福祉法人 ほっと ハート	四万十市	共同作業所 ほっとハート	R4.11.16	<p>身体拘束等の禁止について、令和4年度から義務づけられた身体拘束適正化を図るための措置（委員会の定期開催及び結果の従業者への周知、研修の定期実施）を講じていないことが認められた。 指定基準に定められた措置を講じる事業所としての体制整備をすること。</p>	改善済	
				<p>虐待の防止について、令和4年度から義務づけられた虐待の発生又はその再発防止を図るための措置（委員会の定期開催及び結果の従業者への周知、研修の定期実施）を講じていないことが認められた。 指定基準に定められた措置を講じる事業所としての体制整備をすること。</p>	改善済	
				<p>事故発生時の対応について、県及び市町村への報告漏れが認められた。 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村に報告を行うこと。</p>	改善済	
				<p>運営規程の概要等について、掲示をしていないことが認められた。 運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示するか、これらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、これをいつでも関係者に自由に関覧させること。</p>	改善済	
社会福祉法人 高知西南 福祉協会	宿毛市	就労支援事業所 ひだまり	R4.11.17	なし		

申請者名	所在地	事業所名	実地指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備 考
社会福祉法人さんご福祉会	土佐清水市	さんごはうす共同作業所	R4.12.7	支給決定障害者の受給者証に必要な事項を記載していないことが認められた。指定就労継続支援B型サービスを提供するときは、当該サービスの内容、契約支給量、その他の必要な事項を支給決定障害者の受給者証に記載すること。	改善済	
				利用者負担額等の受領において、送迎加算を受けながら「6. 訓練等給付費支給対象外サービス内容」送迎サービス料を徴収している事例が認められた。 重要事項説明書に「送迎サービス：1回25円」と記載して徴している料金について、給付費の対象となっているサービスとの重複徴収分を精査し、利用者への返還等の措置を講じること。	改善済	
				運営規程第5条に定めた営業日及び営業時間について、従たる事業所「喫茶さんご」における実際の運営と規定が異なっていることが認められた。規定と実態が乖離しないよう適正な内容に修正し、県への届出を行うこと。	改善済	
				身体拘束等の禁止について、令和4年度から義務づけられた身体拘束適正化を図るための措置（委員会の定期開催及び結果の従業員への周知）を講じていないことが認められた。 指定基準に定められた措置を講じる事業所としての体制整備をすること。	改善済	
				虐待の防止について、令和4年度から義務づけられた虐待の発生又はその再発防止を図るための措置（委員会の定期開催及び結果の従業員への周知）を講じていないことが認められた。 指定基準に定められた措置を講じる事業所としての体制整備をすること。	改善済	
特定非営利活動法人ひかりの会	宿毛市	ひかり共同作業所	R4.12.8	欠席時対応加算の要件を満たさないものについて加算請求がされている事例が散見された。 自主精査のつえ返還等の措置を講じること。	改善済	
社会福祉法人土佐あけぼの会	香南市	風車の丘あけぼの	R5.2.6	なし		